

文 教 委 員 会 資 料

令和 7 年第 2 回定例会提出予定議案の説明

議案第 9 4 号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を
改正する条例の制定について

参考資料

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

令和 7 年 5 月 2 8 日
教 育 委 員 会 事 務 局

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例 昭和22年5月20日条例第12号	○川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例 昭和22年5月20日条例第12号
第1条 次の者に報酬として各下記の金額を支給する。	第1条 次の者に報酬として各下記の金額を支給する。
(1) 識見を有する者のうちから選任された監査委員 月額 336,000円	(1) 識見を有する者のうちから選任された監査委員 月額 336,000円
(2) 議会議員のうちから選任された監査委員 月額 67,000円	(2) 議会議員のうちから選任された監査委員 月額 67,000円
(3) 市選挙管理委員会委員長 月額 267,000円	(3) 市選挙管理委員会委員長 月額 267,000円
(4) 市選挙管理委員会委員 月額 210,000円	(4) 市選挙管理委員会委員 月額 210,000円
(5) 区選挙管理委員会委員長 月額 135,000円	(5) 区選挙管理委員会委員長 月額 135,000円
(6) 区選挙管理委員会委員 月額 106,000円	(6) 区選挙管理委員会委員 月額 106,000円
(7) 人事委員会委員長 月額 336,000円	(7) 人事委員会委員長 月額 336,000円
(8) 人事委員会委員 月額 279,000円	(8) 人事委員会委員 月額 279,000円
(9) 農業委員会会長 月額 42,000円	(9) 農業委員会会長 月額 42,000円
(10) 農業委員会委員 月額 31,000円	(10) 農業委員会委員 月額 31,000円
(11) 固定資産評価審査委員会委員 日額 16,000円	(11) 固定資産評価審査委員会委員 日額 16,000円
(12) 選挙長 日額 10,800円	(12) 選挙長 日額 10,800円
(13) 投票所の投票管理者 日額 12,800円	(13) 投票所の投票管理者 日額 12,800円
(14) 期日前投票所の投票管理者 日額 11,300円	(14) 期日前投票所の投票管理者 日額 11,300円
(15) 開票管理者 日額 10,800円	(15) 開票管理者 日額 10,800円
(16) 投票所の投票立会人 日額 10,900円	(16) 投票所の投票立会人 日額 10,900円
(17) 期日前投票所の投票立会人 日額 9,600円	(17) 期日前投票所の投票立会人 日額 9,600円
(18) 開票立会人 日額 8,900円	(18) 開票立会人 日額 8,900円
(19) 選挙立会人 日額 8,900円	(19) 選挙立会人 日額 8,900円
2 前項第12号、第15号、第18号及び第19号の職員が、投票日の当日に開票を開始した場合で、開票を開始した日から当該日の翌日まで引き続いて職務に従事したときは、当該翌日の職務を開票を開始した日の職務とみなして報酬を支給する。	2 前項第12号、第15号、第18号及び第19号の職員が、投票日の当日に開票を開始した場合で、開票を開始した日から当該日の翌日まで引き続いて職務に従事したときは、当該翌日の職務を開票を開始した日の職務とみなして報酬を支給する。

改正後	改正前
3 第1項第13号、第14号、第16号又は第17号の職員が交替して職務に従事する場合における当該職員の報酬の額は、それぞれこれらの号に掲げる額を超えない範囲内において任命権者が定める。 4 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げ、又は閉じる時刻を繰り下げた場合における第1項第14号又は第17号の職員の報酬の額は、これらの号に掲げる額（同項第14号又は第17号の職員が交替して職務に従事する場合にあっては、前項の規定により任命権者が定める額）に、職務に従事した時間が11時間30分を超える時間1時間につき、同項第14号の職員については983円、同項第17号の職員については835円をそれぞれ加算した額とする。 5 附属機関の構成員その他の非常勤の特別職の職員に対する報酬の額は、日額28,000円又は月額336,000円を超えない範囲内において任命権者が定める。 6 前項に規定するもののほか、市長が特に必要と認めるときは、川崎市い	3 第1項第13号、第14号、第16号又は第17号の職員が交替して職務に従事する場合における当該職員の報酬の額は、それぞれこれらの号に掲げる額を超えない範囲内において任命権者が定める。 4 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げ、又は閉じる時刻を繰り下げた場合における第1項第14号又は第17号の職員の報酬の額は、これらの号に掲げる額（同項第14号又は第17号の職員が交替して職務に従事する場合にあっては、前項の規定により任命権者が定める額）に、職務に従事した時間が11時間30分を超える時間1時間につき、同項第14号の職員については983円、同項第17号の職員については835円をそれぞれ加算した額とする。 5 附属機関の構成員その他の非常勤の特別職の職員に対する報酬の額は、日額28,000円又は月額336,000円を超えない範囲内において任命権者が定める。 <新規>
<u>じめ防止対策連絡協議会等条例（平成26年川崎市条例第47号）第9条に規定する川崎市いじめ問題専門・調査委員会及び同条例第15条に規定する川崎市いじめ総合調査委員会の構成員の報酬の額は、時間額（時間を単位とする額をいう。以下同じ。）10,000円とすることができる。</u>	
7 第5項の規定にかかわらず、市民オンブズマン及び人権オンブズパーソンの報酬の額は月額740,000円とする。 第2条 日額の報酬は、出務した日ごとに支給する。ただし、任命権者が必要と認めるときは、月の初日からその月の末日までの間における出務の数により計算した額をその月又はその翌月に属する日のうち任命権者が定める日に支給することができる。 2 時間額の報酬は、月の初日からその月の末日までの間における職務に従 <u>事した時間数により計算した額をその月又はその翌月に属する日のうち任命権者が定める日に支給する。</u>	6 前項の規定にかかわらず、市民オンブズマン及び人権オンブズパーソンの報酬の額は、月額740,000円とする。 第2条 日額の報酬は、出務した日ごとに支給する。ただし、任命権者が必要と認めるときは、月の初日からその月の末日までの間における出務の数により計算した額をその月又はその翌月に属する日のうち任命権者が定める日に支給することができる。 <新規>

改正後	改正前
3 前2項の報酬は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。	2 前項の報酬は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。
4 月額報酬の支給方法は、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の適用を受ける職員の例による。	3 月額報酬の支給方法は、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の適用を受ける職員の例による。
第3条 月額報酬は、就職した日から支給し、退職し、又は失職した日（死亡した場合（職務を遂行することができないと認められる状態で死亡した場合を除く。）にあっては、その日の属する月の末日）まで支給する。	第3条 月額報酬は、就職した日から支給し、退職し、又は失職した日（死亡した場合（職務を遂行することができないと認められる状態で死亡した場合を除く。）にあっては、その日の属する月の末日）まで支給する。
2 前項の規定により月額報酬（市長が別に定めるものに限る。）を支給する場合であって、月の初日（月の途中において就職した場合にあっては、就職した日）からその月の末日（月の途中において退職し、又は失職した場合にあっては、その退職し、又は失職した日）までの間に、その職務を遂行することができないと認められる日があるときは、その日については、報酬を支給しない。	2 前項の規定により月額報酬（市長が別に定めるものに限る。）を支給する場合であって、月の初日（月の途中において就職した場合にあっては、就職した日）からその月の末日（月の途中において退職し、又は失職した場合にあっては、その退職し、又は失職した日）までの間に、その職務を遂行することができないと認められる日があるときは、その日については、報酬を支給しない。
3 前2項の報酬の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。	3 前2項の報酬の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。
第4条 報酬額は、出席者少数のため会議の成立しない場合にも出務の数に加算する。	第4条 報酬額は、出席者少数のため会議の成立しない場合にも出務の数に加算する。
第5条 第1条第1項及び第7項の職員がその職務のため出張するときは、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表の特等級に相当する旅費を費用弁償として支給する。	第5条 第1条第1項及び第6項の職員がその職務のため出張するときは、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表の特等級に相当する旅費を費用弁償として支給する。
2 第1条第5項の職員がその職務のため出張するときの費用弁償については、その都度任命権者が定める。	2 第1条第5項の職員がその職務のため出張するときの費用弁償については、その都度任命権者が定める。
3 前2項の費用弁償の支給方法は、川崎市旅費支給条例を準用する。	3 前2項の費用弁償の支給方法は、川崎市旅費支給条例を準用する。